

スライド資料作成時の注意事項

著作権は、著作物を創作した人(著作者)が権利を持っています。他人の著作物を利用する場合は原則、著作者や著作権者からの許諾が必要になります。ただし、以下のような場合は許諾なく利用できます。

● 許諾不要な場合 (全ての資料が、以下の□のいずれかに該当する場合、許諾不要。)

- ☐ 講演者もしくは主催者が著作権を保有している。
- ☐ 著作権者の許諾を得ている。
- ☐ 利用規約などで、許諾不要である旨あらかじめ宣言されている。
- ☐ 著作権法における保護期間を過ぎた著作物である。
 - ・ 日本の著作権の保護期間は、原則、著作者の死後70年まで。
 - ・ 海外の著作物は、日本とその国の保護期間を比べて、短い方が適用される。
 - ・ 太平洋戦争の交戦国の戦前の著作物は、保護期間に交戦期間(約10年)が加算される。
- ☐ 著作権法における「引用」に該当する利用である。 ※ 以下の条件を全て満たす必要がある。
 - ・ すでに公表された著作物である。
 - ・ 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」の利用である。
 - ・ 著作物を引用する必然性がある。
 - ・ 「主従関係」が明確である。
 - ・ 元の著作物を改変していない。(必要な翻訳は除く。)
 - ・ 使用したい他人の著作物と、自分の著作物との区別ができている。
 - ・ 必ず引用元に遡って確認できるよう、正しく「出所の明示」をしている。

▲ 特に以下のような点に注意が必要です。

- ・ インターネット上の写真や画像にも著作権があります。再利用可能か確認の上、利用してください。
- ・ フリー素材サイトの写真や画像を利用する場合も、利用規約を確認の上、条件を守って利用してください。
- ・ 写真の権利は撮影者が持っています。自分で撮影していない写真を利用する場合、撮影者から許諾を得て利用してください。
- ・ 学会誌などに掲載されたご自身執筆の論文でも、著作権が学会に帰属していると、学会から許諾が必要になる場合があります。利用規約を確認の上、条件を守って利用してください。
- ・ 肖像権の観点から、写真に人が写っている場合、写っている人から許諾を得て利用してください。